

「夏休み小学生 50 円バス」事業について

1 目的

夏休み小学生 50 円バスの実施により、小学生及びその保護者の路線バス利用促進を図ることを通じて、東三河地域の地域公共交通の活性化を図ることを目的とする。

2 運賃を変更する期間

令和 6 年 7 月 20 日（土）～ 9 月 1 日（日）

3 対象者

小学生（居住地は不問）

4 対象路線

・路線バス

バス運行事業者	適用範囲・適用条件等
豊鉄バス	・高速バスを除く全線
名鉄バス	・蒲郡市内の全線

・コミュニティバス

	適用範囲	条件等
新城市	全ての路線に適用	なし（全ての小学生に適用）
豊橋市	全ての路線に適用	なし（全ての小学生に適用）
豊川市	全ての路線に適用	・豊川市内のバスを乗りついても運賃は片道 50 円。 ・運賃は初めに乗ったバスから降りるときに支払う。 ・バスを乗り継ぐときは、バスを降りるときに運転手から乗り継ぎ券を受領。
蒲郡市	小学生の運賃は通常 50 円	
田原市	ぐるりんバスは小学生以下の乗車は無料	
設楽町 東栄町 豊根村	全ての路線に適用	・予約バスを除く ・東栄町及び豊根村の小中学生は、町内（村内）での町営（村営）バスが無料で利用可能

5 運賃を変更する内容

対象路線のこども運賃を乗車区間にかかわらず 1 乗車 50 円とする。

ただし、この変更を適用した運賃の支払いは現金のみとし、障がい者割引等その他の割引制度は適用しないものとする。

6 周知

夏休み前に、市内各小学校に児童へのチラシ配布を依頼する。

（チラシは、現在、東三河地域公共交通活性化協議会において作成中。）